発表は次のとおり願います。

〇新 聞:10月16日 朝刊

○テレヒ゛・ラシ゛オ・インターネット: 10月 16日 AM 8:30

T X 沿線地区における業務施設用地の分譲に係る公募について

つくばエクスプレス「万博記念公園駅」周辺の上河原崎・中西地区において、業務施設用地の分譲に係る一般競争入札を下記のとおり行うことといたしましたので、お知らせいたします。

訂

1 入札概要

(1) 対象物件

土地の所在	面積	予定価格 (最低売却価格)	用途地域 (建蔽率/容積率)
A24 街区①画地外 1 画地	1, 911. 62 m²	98, 448, 000 円	工業地域 (60%/200%)

(2) 用 途 業務施設 (製造業を営む工場又は製造に係る研究施設に限る。茨城県暴力団排除条例 (平成22 年茨城県条例第36号) 第2条第5号に規定する暴力団事務所、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業 (第5号を除く。) 及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びに勝馬投票券発売所その他これに類するものの用に供するものを除く。)

(3) 処分方式 売却(買受人については、一般競争入札により決定)

2 主な入札参加資格

- ・ 業務施設(製造業を営む工場又は製造に係る研究施設に限る。以下「施設」という。)の場合においては、施設の建設及び運営に係る事業を営む者又は営む予定のある者であって、土地の引渡しの日から3年以内に、本件土地において、本「上河原崎・中西地区業務施設用地分譲に係る一般競争入札説明書」の「IV設計指針」(以下「設計指針」という。)及び各種法令等に適合した施設を建設し、及び自ら行う営業を開始すること又は第三者に営業を開始させることができる者であること。また、それらの営業が継続するものであること。
- ・ 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 238 条の 3 及び地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- 茨城県の全ての税目の県税を滞納していないこと。
- ・ 土地売買契約締結後、茨城県の指定する日までに土地売買代金の全額を一括して支払うことができる者であること。

3 土地利用の主な条件

- ・ 本件土地を施設の敷地の用途に供すること。
- ・ 土地の引渡しの日から3年以内に施設の建設を完了し、自ら営業し又は第三者に営業させること。また、それらの営業が継続するものであること。
- ・ 「上河原崎・中西地区地区計画」及び各種法令等を遵守すること。

4 スケジュール(予定)

・公募開始 令和5年(2023年)10月16日(月)

・入札参加資格審査受付 令和5年(2023年)10月27日(金)及び10月30日(月)

(郵便又は電子メールにより入札参加資格確認申請書類を提出する場合は、同年 10月30日(月)午後4時必着)

(郵便により入札書類を提出する場合は、同年11月10日(金)午後4時必着)

※入札参加資格確認申請書類の提出先及び開札場所は、入札説明書に記載の場所とする。

※入札者がないとき又は落札者が契約を締結しないときは、、令和5年(2023年)11月14日(火)から令和6年(2024年)2月29日(木)までの間、先着受付の方法により買受人を決定する。

<参考>本件については、学園記者クラブ及びつくば市記者会へ資料提供しています。

茨城県立地推進部宅地整備販売課

宅地企画・販売担当 渡邉、吉田、太田

TEL:029-301-2798

物件位置図(上河原崎・中西地区)

